

各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名 各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画策定業務委託

(2) 事業内容

現在各務原市には、知的障がいのある高等部生徒を対象にした市立各務原特別支援学校があるが、肢体不自由等の障がいのある高等部生徒や、特別支援学校へ通うことが望ましい小・中学校の児童生徒を受け入れる特別支援学校はない。

そのため、市外の特別支援学校へ通学する方も多く、長距離の移動が身体的・精神的に大きな負担となっている。また、市外への通学が困難なこと等から、市内小・中学校の特別支援学級に通われている方もいる。

こうした背景から、高等学校を卒業するまでの一貫した特別支援教育を推進し、障がいのある児童生徒を支援していくため、新たに市立の特別支援学校を整備することとした。

本業務では、特別支援学校の整備に向けた基本構想及び基本計画の策定を行う。なお、詳細については別紙仕様書を参照すること。

(3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月26日（金）

(4) 事業費の上限額 13,497千円（消費税及び地方消費税込み）

2. 参加資格の要件

(1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。

(3) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) R C C M資格制度の専門技術部門「都市計画及び地方計画」の有資格者又は技術士制度の建設部門「都市及び地方計画」の有資格者を自社の正規社員として雇用していること。

3. 提案内容

(1) 業務遂行における作業計画

(2) 本業務に取り組む体制（配置予定の技術職員が有する資格や経験等）

(3) 特別支援学校の特性を考慮した敷地選定に対する考え方

- (4) 発注者が主催する「各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会」の運営に関する支援方法
- (5) 特別支援学校に通うことが望ましい児童生徒の保護者ニーズ調査及びその分析手法に関する考え方
- (6) 市民への説明及び市民からの意見反映に関する考え方

4. 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル方式参加表明書
- (2) 提案書

様式は任意とするが、A4縦長横書き左綴じとし、片面4ページまでとすること。

- (3) 見積書及び内訳書
- (4) その他PR資料（同種業務の実績が分かる資料など）

※(1)は1部、(2)～(4)は9部を、「5. 日程」で示す期限までに事務局宛に提出すること。

5. 日程

内容	日時	備考
実施要領等配布	令和2年6月1日（月）	各務原市公式ウェブサイトにて公開
実施要領等に関する質問書の提出期限	令和2年6月15日（月）13時	メールのみ受付
質問書に対する回答	令和2年6月19日（金）頃	左記日程までに、すべての質問への回答を一括して各務原市公式ウェブサイトにて公開
参加意思表明書の提出期限	令和2年6月24日（水）13時	持参もしくは郵送（必着）
提案書・見積書及び内訳書・その他PR資料の提出期限	令和2年6月29日（月）13時	持参もしくは郵送（必着）
プレゼンテーションの実施と評価委員会による評価	令和2年7月8日（水）13時	詳細は参加意思表明者へメールにて通知
提案者への結果通知	令和2年7月中旬頃	
提案採用者との仕様内容協議	令和2年7月下旬頃	
契約締結	令和2年7月末頃	

6. 質問書について

本要領の内容に関する質問は、質問書に記載し、電子メールに添付して「5. 日程」で示す期限までに事務局宛に送付すること。

7. プレゼンテーションについて

プレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (1) 開催日時：令和2年7月8日（水）13時
- (2) 会場：各務原勤労会館大研修室（各務原市那加雲雀町15）
- (3) 時間：1提案者につき30分以内（発表20分以内＋質疑10分以内）
- (4) 出席人数：1提案者につき3名まで（PCオペレーターを含む）
- (5) 留意事項：プレゼンテーションは提出した提案書等に基づき行うこと。当日の追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクターやスクリーンなど、市の所有する備品の使用を希望する場合は、参加意思表明時にその旨を申し出ること。

8. 評価及び選定について

(1) 評価について

別紙評価基準表の評価基準に基づき、評価委員会にて評価を行う。

(2) 選定について

評価委員会の委員が、評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が最も高かったものを提案採用者候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、これに満たない場合は提案採用者候補としない。なお、最も高かったものが複数あった場合は、その中から委員長が決定する。

(3) 選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

9. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と別紙仕様書及び提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「10. 資格喪失」に該当する場合等により提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

10. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「9. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

11. その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、「1. 事業概要(1)」の契約における受注者の候補の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものとならないことがある。

- (3) 提案採用者以外の参加者の提案書等は、原則として当該参加者に返却するものとする。
- (4) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

1 2. 本案件の事務局

各務原市役所教育委員会事務局教育施設整備推進室 担当：福手

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69

TEL : 058-383-7302

Email : kyseibi@city.kakamigahara.gifu.jp